

町県民税の申告と所得税の確定申告

【申告期間】 2月16日(月)から3月16日(月)まで

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。この申告は、平成20年中の所得を申告するもので、平成20年分所得税、平成21年度の町県民税の課税基礎となりますので必ず申告してください。また、別表のとおり申告相談を地区別に実施します。申告期間中は大変混雑しますので、地区別日程に従って早めに申告されますよう、ご協力をお願いします。

なお、「町県民税申告書」は、前年の状況に基づき送付していただきます。次の内容をよくご覧いただき申告忘れのないようお願いいたします。

町県民税と確定申告

前年1月1日から12月31日までの所得を報告する申告には、税務署への確定申告と町への町県民税申告があります。

税務署に提出する確定申告は、1年間の所得とそこから計算した所得税額を申告し納める手続きをいいます。また、実際に納める税額より納めすぎとなっている場合は還付を受けることができます。これに対し、町県民税申告は、所得税の申告が必要ない場合でも前年の所得に対して翌年課税

される町県民税の計算を行うために必要な申告です。

町県民税の

申告が必要な方

平成21年1月1日現在、

横芝光町に住所があり、次の①から④に該当しない方が対象となります。

- ① 税務署に確定申告をした方、または確定申告をしない方
- ② 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ**※支払報告書**が提出されている、所得控除額に変更のない方

【相談会場】 文化会館 集会室

※記入済の申告書は、税務課及び文化会館で受付します。

町民サービスセンターでは、受付できませんのでご注意ください。

【受付時間】

期間中の土を除く毎日
午前 9時～11時
午後 1時～4時

持参するもの

- 印鑑
- 事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は源泉徴収票
- 所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)
- 社会保険料のうち「国民年金」は、社会保険事務所及び各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

申告をしなかったら…

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料にもなります。また、福祉・医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので期限内に必ず申告しましょう。

